

【特別講義要旨（2）'97. 10. 3（金）】

所得税の歴史と将来

金子 宏

（学習院大学法学部教授）

平成9年10月3日に城西大学経済学部で学生諸君に講演する機会を与えていただいたことは、私にとって大きな喜びであった。そのときの講演の要旨をここに書きしるしておきたい。

近代所得税は18世紀末にイギリスで採用されたが、19世紀を通じて各国の採用するところとなり、20世紀には多くの国々、特にイギリス、アメリカ、日本等で基幹税となった。最も重要な問題は、課税の対象となる所得の範囲ないし概念をどうとらえるかということであったが、最も妥当な見解として多くの人々の支持を集めたのは、シャントツ＝ヘイグ＝サイモンズの、公平の観念を基礎として、人の担税力を増加させるすべての経済的利得を所得に含める包括的所得概念であった。アメリカや日本の所得税制は、基本的にはこの考え方を基礎としている。

しかし、包括的所得概念ないし包括所得税に対しては、二つの批判論が台頭している。

一つは、所得は、経済的利得としてではなく、人が1年間に消費に充てた金額の合計であるという、消費型所得概念ないし支出税の考え方であり、いま一つは、最適課税論（パレートの考え方＝パレート最適＝を税制に適用する考え方）の観点から、所得はその源泉ないし性質によって担税力が異なるから、所得の種類ごとに別々に課税すべきである、という分類所得税の考え方である。

この二つの考え方は、いずれもそれ相応の理論的説得力をもっているが、それが制度としての妥当性をもちうるかどうかについて、私は疑問をもっている。まず、支出税については、今後わが国でも、消費税＝付加価値税の比重が高まるであろうが、一方で消費のたびごとに消費税を課し、他方で1年間の消費の合計額に対して所得税を課すと、消費に対して二重に課税が行われるため、税制が消費抑制的に働き、経済発展を阻害するおそれが大きいと考える。次に、分類所得税については、それぞれの種類の所得の担税力の相違を数量化することは殆んど不可能であり、この考え方は実際の制度にはなじまないと考える。それは、せいぜい現在の利子所得や有価証券譲渡益の分離課税を正当化する程度の機能しかもちえないのではないか。

以上の理由から、私としては、今後とも包括所得税を維持し、税制は、所得と消費と資産に対する課税の適切な組み合わせ、つまりタックス・ミックスであるべきだと考える。

最後に、この講演についてお世話になった石研究科長、青木寅男教授を始めとする諸教授、及

び職員の方々に感謝を申し上げるとともに、講演会に出席した学生諸氏に対しても謝意を表したい。